

山梨県公報

第三百十一号

令和四年

八月二十五日

木曜日

目次

○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件).....	四六九
公 告	
○随意契約の相手方の決定について.....	四六九
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出.....	四六九
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(三件).....	四七〇
○公共測量の実施(二件).....	四七一
公安委員会	
○高速自動車国道中央自動車道の自動車の通行禁止制限その他の交通規制告示の一部改正.....	四七二

告示

山梨県告示第九十号	
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年八月十七日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。	
令和四年八月二十五日	
山梨県知事 長 崎 幸太郎	
山梨県告示第九十一号	
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年八月十七日四方津土地改良区の定款の一部変更を認可した。	
令和四年八月二十五日	
山梨県知事 長 崎 幸太郎	

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年八月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	二千百個	一万五千三百十一円(一個当たり)
配送用倉庫		三十三万円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年六月二十一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社クサリのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項第五号に該当)。

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年八月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー

ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 竜王駅前ショッピングセンター 山梨県甲斐市大下条字上河原千六百七十二番地一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者

- 3 変更の年月日 令和四年四月一日
届出年月日 令和四年八月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年八月二十五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
 - 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー櫛形店 山梨県南アルプス市桃園字八反畑千四百二十九番地一外
 - 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前
 株式会社ケーヨー
 代表取締役 醍醐茂夫
 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

変更後
 株式会社ケーヨー
 代表取締役 實川浩司
 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 外一者	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 外一者

- 3 変更の年月日 令和四年五月二十四日
届出年月日 令和四年八月二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年八月二十五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
 - 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー甲府向町店 山梨県甲府市

向町字乙表百八十三番地一外
2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号	変更後	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号	変更後	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和四年五月二十四日

三 届出年月日 令和四年八月二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年八月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー塩山店 山梨県甲州市塩山下塩後向原九百十八番地外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号	変更後	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号	変更後	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和四年五月二十四日

三 届出年月日 令和四年八月二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月二十六日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二十五日

- 一 測量の種類 公共測量（MMSによるデータ計測） 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 測量の地域 山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和四年八月八日から令和五年二月六日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により防衛省南関東防衛局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二十五日

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量及び施設測量） 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 測量の地域 南都留郡忍野村
- 三 測量の期間 令和四年七月九日から令和五年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十五号

高速自動車国道中央自動車道の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和四年八月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一の一七四の項の次に次のように加える。

一七五	東富士五湖道（上り線富士吉田忍野市道との交差点）から富士吉田新屋一（九四〇番地）先	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日告示第八十五号
-----	---	-----	----	----	-------------------

別表第二の二五一の項の次に次のように加える。

一七六	東富士五湖道（上り線富士吉田忍野市道との交差点）から富士吉田新屋一（九四〇番地）先	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日告示第八十五号
一七七	東富士五湖道（下り線富士吉田忍野市道との交差点）から富士吉田新屋一（九四〇番地）先	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日告示第八十五号
一七八	東富士五湖道（上り線富士吉田忍野市道との交差点）から富士吉田新屋一（九四〇番地）先	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日告示第八十五号

二五二	富士吉田新屋一（九四〇番地）先から富士吉田新屋一（九四〇番地）先	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日告示第八十五号
二五三	富士吉田新屋一（九四〇番地）先から富士吉田新屋一（九四〇番地）先	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日告示第八十五号

別表第三の二五七の項の次に次のように加える。

二五八	東富士五	富士吉田市新屋一、一六七五	自動	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五七	富士吉田市新屋一、九四〇	下り線本線から市道との交差点方向へ	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五六	富士吉田市新屋一、九四〇	上り線本線から市道との交差点方向へ	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五五	富士吉田市上六番地一三〇	野スタートエンジから山中湖エンジ方向へ	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五四	富士吉田市上六番地一三〇	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五三	富士吉田市上六番地一三〇	野スタートエンジから山中湖エンジ方向へ	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五二	富士吉田市上六番地一三〇	野スタートエンジから山中湖エンジ方向へ	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五一	富士吉田市上六番地一三〇	野スタートエンジから山中湖エンジ方向へ	自動車	終日	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号

別表第三の二五一の項及び二五二の項を次のように改める。

二五九	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五八	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五七	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五六	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五五	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五四	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五三	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五二	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号
二五一	東富士五	富士吉田市上六番地一三〇から山中湖エンジ方向へ	自動車	四〇	高速	令和四年八月二十五日 告示第八五号

二五二	
削除	
高速	
号 告 示 第 八 五 号	月 二 五 日 令 和 四 年 八 月 告 示 第 八 五 号

別表第五の一〇の項の次に次のように加える。

一	東富士五湖道路(富士吉田スマートインターチェンジ)
	富士吉田市新屋一、九四〇番地一七先(富士吉田スマートインターチェンジ流出ランプと市道農場線との交差点、西進車両)
	高速
	令 和 四 年 八 月 二 五 日 告 示 第 八 五 号

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番